

業務指示書

ベトナム国南北鉄道改良スコーピング調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出するに在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における都市間鉄道に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
 - (2) 業務実施の方法
 - (3) 作業計画
 - (4) 要員計画
 - (5) 業務従事者毎の分担業務内容
 - (6) 現地業務に必要な資機材
 - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - (8) その他
- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉄道計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄道インフラ（軌道・土木等）】

- 1) 類似業務の経験：鉄道インフラ（軌道・土木等）に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄道貨物】

- 1) 類似業務の経験：鉄道貨物に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域 評価せず
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0046 円, US\$1 = 98.25 円, EUR1 = 135.08 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括・鉄道計画

鉄道インフラ(軌道・土木等)

鉄道貨物

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国南北鉄道改良スコーピング調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括・鉄道計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制		6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 鉄道インフラ(軌道・土木等)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 鉄道貨物	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

道路を始めとする交通インフラは近年のベトナムの目覚ましい経済発展を支えている主要な経済インフラであるが、その中で最も重要なのが、南北コリドーと呼ばれているベトナム 3 大都市圏の中核都市であるハノイ市、ダナン市、ホーチミン市を結ぶ道路・鉄道・港湾・航空インフラである。

2007 年から 2010 年にかけて実施された「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」(VITRANSS2)によると、南北コリドーの旅客断面交通量は 2030 年までに 4~5 倍、貨物断面交通量についても 3~4 倍に増加することが予測されている。このように増加する旅客需要を満たすために、2008 年時点では輸送量(人)の 1%しか担っていない鉄道が、2030 年までに南北高速鉄道の整備や南北鉄道の改良によって約 40%を担うまで拡大する必要があることが指摘されている。また、貨物需要についても、2008 年時点では輸送量(ton-km)の約 4%しか担っていないものの、2030 年までに約 10%を担うまで拡大することが重要であることが指摘されている。

これらを踏まえ、JICA はこれまで「南北統一鉄道橋梁緊急リハビリ事業」や「南北鉄道橋梁安全性向上事業」などの資金協力を通じて、南北鉄道の改良、特に大規模鉄道橋梁の改良を支援してきている。この結果、1994 年に 36 時間であったハノイ~ホーチミン間の所要時間は、2007 年には 29 時間に改善されており、さらに 2016 年の事業完成時には 24 時間に短縮されることが期待されている。しかし南北鉄道には、急曲線や急勾配区間、また老朽化した中小規模橋梁やカルバートが引き続き多く存在しており、輸送のボトルネックになっている。また、維持・管理の不徹底により軌道、路盤、信号、通信設備等についても老朽化しており、輸送のボトルネックになっている。また、JICA は南北鉄道の改良に加えて、「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」によって南北高速鉄道の整備に向けての計画策定を支援してきているが、ベトナムの経済情勢等に鑑み、まだ検討レベルにとどまっている。

かかる状況下、ベトナム交通運輸省からハイバン峠を初めとする南北鉄道上の 5 つのボトルネックの解消を対象とする整備・改良計画への支援要請が寄せられているものの、それらの費用対効果や地理的条件等が不明である。また、これら以外に重要なボトルネックがないかを明らかにする必要がある。そこで、南北鉄道の現状と課題を整理・分析し、有償資金協力による南北鉄道のさらなる改良の支援の可能性とその場合の優先順位を検討するために、本業務を実施する。

2. 業務の目的

南北鉄道の現状と課題を整理・分析し、有償資金協力による南北鉄道のさらなる改良の支援の可能性とその場合の優先順位を検討するために、本調査を実施する。

3. 調査対象地域及び関係機関

3.1 調査対象地域

南北鉄道（ハノイ市～ホーチミン市間）沿線

3.2 関係機関

- 交通運輸省鉄道総局
- ベトナム国鉄

3.3 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

3.3.1 円借款プロジェクト

- 南北統一鉄道橋梁緊急リハビリ事業（円借款：40.42 億円（1994 年）、0.54 億円（1995 年）、73.41 億円（1996 年））
- 南北鉄道橋梁安全性向上事業（円借款：82.22 億円（2004 年）、117.37 億円（2007 年）、137.9 億円（2013 年））

3.3.2 技術協力プロジェクト

- 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（2010 年）（VITRANSS2）
- 南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト（開発調査：2011 年～2014 年）（HSR-FS）

4. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA ならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

5.1 業務の位置付け

本業務では、HSR-FS の一環で実施された南北鉄道のレビューの結果としての A1（既往事業による改良）、A2（単線輸送容量の最大化）及び B1（非電化複線化）シナリオをベースとして、最新計画や最新状況、また必要に応じた現地調査を踏まえて、各シナリオを構成する改良コンポーネントを更新・精緻化することを想定している。そのうえで、適切な基準を用いて、優先的に取り組むべき改良コンポーネントを抽出することを想定している。適切な基準を検討する際には、想定される旅客・貨物ユーザーにとって重要な要素を定量的・定性的に把握し、それらを十分に勘案することを想定する。

5.2 南北鉄道における貨物の役割について

南北高速鉄道が将来整備された際、多くの旅客需要は在来線の南北鉄道から南北高速鉄道に流れるため、将来は、貨物輸送が在来線の大きな役割になることが想定されている。南北鉄道の現状や課題について整理・分析し、将来の在り方について検討する際には、この点を十分に勘案することを想定する。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・各現地作業及び国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

6.1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

6.1.1 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

6.1.2 インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

6.1.3 インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを JICA 及び先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

6.2 南北鉄道の現状と課題の把握・整理

6.2.1 南北鉄道の開発計画・投資計画に係る情報の収集・整理

(1) 開発計画

南北鉄道に係る既存及び検討中の開発計画（上位計画、事業計画など）について、情報を収集・整理する。収集・整理にあたっては、南北鉄道全体の計画に関わるものに加えて、部分的な改良を目的としたものの計画なども含めて検討する。

(2) 投資計画

南北鉄道及び在来線全体に対する過去 10 年間の投資実績と今後の投資計画について情報を収集・整理する。情報収集・整理にあたっては、都市間運輸インフラ全体への投資に占める割合も明らかにする。

6.2.2 南北鉄道のインフラの現状と課題の把握

HSR-FS の一環で行われたレビューを始めとした南北鉄道の既存レビュー等を活用し、南北鉄道のインフラ（軌道、橋梁、平面交差、トンネル、車両基地、貨物ターミナル、車両、

信号、通信等)とその保守点検・維持管理の現状と課題を整理したうえで、追加調査が必要な項目を明確にする。追加調査が必要な項目については、現地踏査等の手段によって、状況・課題を確認する。

6.2.3 南北鉄道のサービス(旅客・貨物)の現状と課題の把握

南北鉄道の旅客・貨物サービスについて現状を把握し、課題を整理する。旅客サービスについては、各種統計データ(旅客数、OD表、利用者属性、運賃体系、運賃収入等)を把握したうえで、旅客サービスの課題及び旅客数を増加させるために必要な改善策を提案する。貨物サービスについても、各種統計データ(区間別貨物輸送実績、貨物OD表、輸送品目データ、運行データ(遅延データ)、料金体系、料金収入等)について把握したうえで、貨物サービスの課題及び貨物サービスの利用増加につながる改善策を提案する。特に、貨物サービスの利用においては、定時性が重要であるとの認識の基、定時運行に向けての課題と改善策を整理・分析する。また、貨物サービスの課題把握においては、現地進出済み本邦ロジスティクス企業やフォワーダーに対してヒアリングを行い、課題を整理する。

6.2.4 開発計画に挙げられているプロジェクト・他ドナーのプロジェクトの内容と進捗状況の確認

南北鉄道の開発計画に挙げられている事業及び他ドナーによる事業の内容と進捗状況を確認し、課題を整理する。

6.3 南北鉄道の在り方の検討と提案

上記までの検討及びHSR-FSなどの検討を踏まえ、各目標年次(2020年、2025年、2030年)における適切な南北鉄道の在り方を検討する。この際、旅客・貨物列車の平均速度、運行本数、定時性、旅客・貨物利用量等、適切な指標を用いて、在り方を示す。例えば、2020年には、雨天時にも定時性が確保され(浸水被害等によって遅延が発生しない等)、且つ、平均運行速度が時速〇kmとなり、2025年には平均運行速度が〇kmとなる、などのような在り方が提案されることを想定している。

さらに、南北鉄道上の要所であるハイバン鉄道トンネルの在り方について検討する。検討にあたっては、将来整備が検討されている南北高速鉄道との関係を整理し、アラインメントを含め複数オプションを比較検討し、ベトナム側とJICA間で合意可能な案を提案する。例えば、高速鉄道が利用可能なトンネルを整備し、当初は在来線が利用することや、高速鉄道と在来線が共用可能なトンネルを一括整備しておくこと、などが想定され得る。あるいは、高速鉄道用と在来線用のトンネルは別々に整備しておくべきであるためまずは在来線専用のトンネルを整備することなども想定されうる。比較にあたっては、初期投資のみならず、将来的な投資も含めた中長期的なコストの比較や、試験線・都市鉄道訓練線としての活用可能性等についても検討する。

6.4 インテリム・レポートの作成、説明・協議

インテリム・レポートを作成し、JICA および関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

6.5 南北鉄道の整備計画の検討と提案

6.5.1 全体改良計画の検討と提案

上記までの検討を踏まえ、南北鉄道の全体改良計画を検討する。全体改良計画を構成する各改良コンポーネントについて、その内容、概算コスト、工期、技術的困難性、環境・社会影響、効果（輸送スピードの改善、定時輸送に対する貢献等）等を整理する。輸送量増大に伴い、必要とされる設備（車両増強、車両基地増設、Inland Container Depot 等）についても全体改良計画に含める。

6.5.2 優先改良計画の検討と提案

(1) 抽出基準の設定と優先改良コンポーネントの抽出

適切な抽出基準を設定したうえで、全体改良計画のなかから、優先改良コンポーネントを抽出する。

(2) 優先改良コンポーネントの検討と提案

各優先改良コンポーネントについて、その内容、概算コスト、工期、技術的困難性、環境・社会影響、効果（輸送スピードの改善、定時輸送に対する貢献等）等を検討する。輸送量増大に伴い、必要とされる設備（車両増強、車両基地増設、Inland Container Depot 等）についても一体的に計画に含めることとする。

6.5.3 優先すべき技術的な対応策の検討と提案

6.2.3 のヒアリング等で明らかとなった課題のうち、早急に組織・制度強化が必要とされるものを抽出し、それを強化するための対応策の内容を検討する。例えば、小ロット貨物への対応、荷痛みの軽減、現在位置サービスの提供、クレーム対応の改善、等が想定される。

6.6 日本の技術の活用可能性の検討

優先整備計画を実行するにおいて、日本が優位性を持つ技術の活用可能性について検討する。

6.7 ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポ

ートを作成し、JICA および先方実施機関に説明・協議を行う。

6.8 ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、F/R として取り纏める。

7. 成果品等

7.1 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) インセプションレポート (IC/R)

- a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等
- b) 提出時期：2014 年 2 月中旬
- c) 部数：英文 15 部、越文 10 部

(2) インテリムレポート (IT/R)

- a) 記載事項：調査内容の 6.3 まで
- b) 提出時期：2014 年 4 月下旬
- c) 部数：英文 15 部、越文 10 部

(3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2014 年 7 月中旬
- c) 部数：英文 15 部、越文 10 部

(4) ファイナルレポート (F/R)

- a) 記載事項：調査結果全体
- b) 提出時期：2014 年 8 月中旬
- c) 部数：和文サマリー 5 部、英文 15 部、越文 10 部
- d) CD-R：20 枚

7.2 その他提出物

(1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を

作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

- a) 記載事項：調査業務日とその概要
- b) 提出時期：毎月
- c) 部数：2部

(2) 実施機関等との協議録

- a) 記載事項：C/P との協議等の際の協議・決定事項
- b) 提出時期：その都度
- c) 部数：2部

(3) 収集資料

- a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
- b) 提出時期：調査終了時
- c) 部数：1部

7.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

7.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

本調査は、2014年1月下旬開始、2014年8月中旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

2.1 業務量の目処

合計 約 17.3M/M

2.2 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 総括／鉄道計画 | (2号) |
| (2) 鉄道インフラ（軌道・土木等） | (3号) |
| (3) 鉄道貨物 | (3号) |
| (4) 鉄道システム（信号・通信） | |
| (5) 車両運転計画 | |
| (6) 環境社会配慮 | |

必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し先方と協議することを認める。

2.3 相手国の便宜供与

特になし。

2.4 配布／貸与資料及び閲覧資料

- (1) ホーチミン都市交通計画調査（2004年）
<http://lvzopac.jica.go.jp/external/library?func=function.opacsch.toshoshozodsp&view=view.opacsch.newschdsp&shoshisbt=1&shoshino=0000162891>
- (2) ハノイ市総合都市開発計画調査（2007年）
<http://lvzopac.jica.go.jp/external/library?func=function.opacsch.toshoshozodsp&view=view.opacsch.newschdsp&shoshisbt=1&shoshino=0000172052>

- (3) 持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（2010年）
<http://lvzopac.jica.go.jp/external/library?func=function.opacsch.toshoshozodsp&view=view.opacsch.newschdsp&shoshisbt=1&shoshino=0000253532>
- (4) 南北高速鉄道建設計画策定プロジェクトの Technical Report 1 (Assessment of Existing Railway and Improvement Options)

2.5 機材の調達

本件調査では、調査用資機材の調達を想定していない。

2.6 現地再委託

本件調査では、現地再委託を想定していない。

2.7 その他

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨ぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えるものとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全配慮事項

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

